

**令和7年国勢調査広報事業業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 業務目的

国勢調査を円滑かつ確実に実施するに当たっては、県民の調査実施に対する認知度向上が必要である。そのため、調査の必要性やその内容等を幅広い世代に広く周知して関心を高めるとともに、利便性の高いオンライン回答を促進するため、メディア等を活用した広報を実施する。

2 訴求対象

本県に居住する全ての人を対象であるが、特に以下について重点を置く。

- (1) 国勢調査に対する関心が薄い層へ理解促進を図る
- (2) インターネットに親和性がある層をインターネット回答へ誘引する
- (3) 日本語の理解が困難な外国人へ調査を周知する

3 委託業務期間

契約日から令和7年10月31日(金)までの期間

4 予算額（委託の上限）

12,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 委託業務の内容

上記1を達成するため、下記(1)～(4)を実施すること。

(1) 新聞広告

県内2紙（福島民報及び福島民友）に国勢調査の広告を掲載すること。

ア 令和7年9月の国勢調査周知に効果的な日及び10月1日の朝刊の第1面に「白黒2段以上」の広告を掲載すること。

(2) イベント開催

浜通り・中通り・会津の各地域でイベントを開催する。

ア 開催時期は、令和7年9月中旬までとすること。

イ 各地域で1回以上開催すること。

ウ 他のイベントとの合同開催等も可とする。

エ 端末を準備の上、電子調査票（オンライン回答）体験を実施すること。

(3) イベント用啓発資材の作成・配布

イベント時に配布する啓発資材を作成し、(2)等で配布する。

ア 配布時期に合った用品を1種類挙げ、そのデザインも提案すること。

イ 制作は(2)の第1回開催前に完了すること。

ウ 想定制作数は2,000個程度とする。

(4) インターネットを活用した広報

ウェブ広告、SNS等を活用した広報を実施する。

ア 福島県内からアクセスしているユーザー又は福島県内に居住しているユーザーをターゲットにすること。

イ 実施時期についても提案すること。

(5) 業務提案事業

上記(1)～(4)以外に今回の広報啓発に効果的と考えられる企画を提案すること。

ア 国勢調査票の回答に当たり、特に『オンライン回答』の利便性をアピールする効果的な企画を提案すること。

※国及び県で実施する広報については、別添1を参照。

6 留意事項

上記5について、以下の点に留意し広報を企画すること。

(1) 新聞広告やウェブ広告等のデザイン作成に当たって、福島県企画調整部統計課（以下「統計課」という。）が所有するツール（「センサスくん」（総務省統計局イメージキャラクター）、国勢調査文字デザイン等の画像、イラスト等）を必要とする場合は統計課に連絡すること。

(2) 国勢調査の概要については別添2を参照し、オンライン回答期間等スケジュールに合った効果的な広報を提案すること。

(3) オンライン回答は、①国勢調査オンラインへのアクセス、②ログインIDとアクセスキーでログイン（二次元コード読み込みの場合は自動ログイン）、③回答の順となることを理解したうえで、提案すること。

(4) 特に上記2に挙げた対象の回答モチベーションを上げる広報の工夫がなされていること。

7 スケジュール（予定）

プロポーザル募集要領の公表	令和7年4月22日（火）
質問書の受付	令和7年4月22日（火）～5月1日（木）午後5時
質問書に対する回答	令和7年5月7日（水）まで
参加申込書の提出期限	令和7年5月9日（金）午後4時まで
企画書提出締切	令和7年5月19日（月）午後4時まで
審査結果の通知	令和7年5月下旬
契約締結・業務開始	令和7年6月上旬
業務終了	令和7年10月31日（金）

8 プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしているものとする。

(1) 本募集要領に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(2) 福島県内に本社（本店）又は代表者により入札等に関する権限の委任を受けた者が所属する支店（営業所）を有していること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) 県税を滞納している者でないこと。
- (8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

9 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書様式等については、統計課のホームページからダウンロードすること。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/kokuseityosa-2025koho.html>

10 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、以下により受け付ける。

- (1) 受付期間 令和7年4月22日（火） ～ 令和7年5月1日（木）午後5時
- (2) 提出方法

「質問書」（第1号様式）を「17 問い合わせ先及び各書類の提出先」まで電子メールで送付すること。電子メール送信後に電話にて送付した旨を連絡すること。なお、電話による質問は受け付けない。

- (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年5月7日（水）までに統計課のホームページに掲載する。なお、個別の回答は行わない。

11 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(第2号様式)を以下により提出すること。なお、期限までに提出がなかった場合は、理由にかかわらず不参加とみなす。

- (1) 提出期限 令和7年5月9日(金)午後4時
- (2) 提出方法 「17 問い合わせ先及び各書類の提出先」まで電子メールで送付すること。電子メール送信後に電話にて送付した旨を連絡すること。

12 企画書等の提出

上記11で「参加申込書」(第2号様式)の提出を行った者は、企画書等を以下により提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和7年5月19日(月)午後4時
- (2) 提出方法 「17 問い合わせ先及び各書類の提出先」まで郵送又は持参すること。
 - ・郵送による場合
上記(1)の期限までに**必着**のこと。
 - ・持参による場合
受付時間は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、令和7年5月19日(月)は午後4時までとする。
- (3) 提出するもの
 - ア 企画書、工程表及び業務実施体制(様式任意。ただし、日本工業規格A4判とする)
 - イ 見積書(様式任意。ただし、日本工業規格A4判とし、積算内容がわかる内訳を添付すること)
 - ウ 企画提案の広報効果を客観的に示す書類(様式任意)
 - エ 会社概要(第3号様式)
 - オ 業務受託実績整理表(第4号様式)
- (4) 提出部数
各10部

13 企画書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 企画書等を提出した者が上記8に定める要件を満たしていない場合。
 - イ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が、上記4に定める契約額の上限を超える場合。
 - ウ 同一の者が2つ以上の企画書等を提出した場合。
 - エ 募集要領等で示す条件に違反した場合。
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合。
 - カ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画書等に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。

(2) 辞退

参加申込書（第2号様式）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を「17 問い合わせ先及び各書類の提出先」まで電子メールにて提出すること。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、参加者の負担とする。

(4) その他

ア 参加者は、参加申込書（第2号様式）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提出された企画書等の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

ウ 提出された企画書等は参加者に無断で使用しないこととするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

エ 提出された企画書等は、返却しない。

14 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方式

企画書等の書類審査により総合的に評価し、契約候補者を選定する。

なお、評価は100点を満点、60点を企画採用基準点とし、審査員の評価点の合計が最も高い提案者を随意契約の契約候補者とする。その際、評価点が同点の提案者が複数あった場合は、そのうち最も低い見積価格を提示した者に決定することとする。

(2) 審査基準及び配点（100点満点）

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等		
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
スケジュール	・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
企画提案内容		
全般	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・提案内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。	20点
新聞広告	・国勢調査の周知として効果が見込める内容か。	10点
イベント開催、啓発用品の作成・配布	・国勢調査の周知として効果が見込める内容か。	10点
インターネットを活用した広報	・福島県内からアクセスしているユーザー又は福島県内に居住しているユーザーへの周知として効果が見込める内容か。 ・本事業にてオンライン回答の促進が図れるか。	20点
業務提案事項	・独創性・創意工夫のある内容か。	20点

		・実施方法等が具体的で、実現性があるか。	
合 計			100 点

(3) 評価方法

審査項目毎に評価点を付す。

評価基準は以下のとおりとする。

評価点		評価
20 点満点	10 点満点	
20～17	10～9	特に優れている
16～13	8～7	優れている
12～9	6～5	普通
8～5	4～3	劣る
4～1	2～1	特に劣る

※ 企画書等提出者が1事業者のみである時は、審査員の評価点平均が60点以上となった場合に、参加業者を最良の企画提案者として単独随意契約の相手方とすることとする。

(4) 評価点の決定

評価する審査員の評価点の合計点数とする。

(5) 結果の通知

審査結果は、企画書等提出者全員に書面で通知する。

15 契約手続

(1) 契約書

本事業に関して最も優れた提案を行った者（契約候補者）と業務委託契約の見積合わせを実施する。

なお、この手続きに参加した者が、上記8の(3)から(5)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結まで至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約の見積合わせを行う。

また、県は契約候補者と協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で、見積書を徴取し、契約する。業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行う。

(2) 契約保証金について

契約相手方となった者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(4) 委託料の支払い方法

業務完了後、精算払いとする。

16 その他

(1) 企画提案のあった規模等を下回ることにはできないため、実現可能な提案とすること。

(2) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能だが、内容によっては、委託料の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求対象となることがある。

17 問い合わせ先及び各書類の提出先

〒960-8041 福島市大町4-15 (チェンバおおまち2階)

福島県企画調整部統計課大町分室 担当：高橋

TEL : 024-572-3950

E-mail : toukei_kokusei@pref.fukushima.lg.jp

別添 1

令和 7 年国勢調査広報計画（国）

事項	内容
100日前イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・調査期日の 100 日前(6 月 23 日)にキックオフイベントを開催 ・テレビCMお披露目、広報キャラクターが参加してメディアを通じ国勢調査を広く一般に周知
SNS	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査公式Xにより取組を随時発信 ・5 月末:公式Xスタート ・6 月～8 月:メインビジュアルお披露目、周知用動画の紹介、キックオフイベントレポート等 ・9 月:CM(調査回答促進)の紹介、インターネット回答促進、インターネットログイン方法動画等紹介 ・10 月:CM(締切間近)の紹介、インターネット回答促進、インターネットログイン方法動画等紹介、回答促進投稿
インターネット広告	<ul style="list-style-type: none"> ・出稿期間 6 月 24 日～10 月 8 日 ・バナー(Google/Yahoo!/SmartNews/NewsPicks/趣味人倶楽部) ・動画(YouTube/Instagram/Tver/X) ・リスティング広告(Google/Yahoo!/Bing)
テレビCM	<ul style="list-style-type: none"> ・全国各局(放送局:未定)でのスポットCM ・時期により訴求内容を変えて放送 →調査回答促進:9 月 16 日～10 月 1 日 →締切間近:10 月 2 日～10 月 8 日
ラジオCM・音声広告	<ul style="list-style-type: none"> ・在日外国人向けに 6 カ国語でラジオ CM を放送 →言語:英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語 →出稿期間:9 月 16 日～10 月 8 日 →放送局:Inter FM/FM COCOLO/LOVE FM ・Spotify による多言語の音声広告 →言語:日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語
新聞広告	<ul style="list-style-type: none"> ・9 月 20 日の全国紙2紙(朝日、読売)にカラー全5段で出稿
ノベルティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボールペン ・クリアファイル ・コットンバッグ ・ピンバッジ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体による広報を実施予定(鉄道広告等)

別添 1

令和 7 年国勢調査広報計画（福島県）

事項	内容
新聞広告	・福島民報、福島民友の「県からのお知らせ」での広報
実施周知用ポスター・リーフレットの掲示	・企業等との包括連携協定に基づく広報（ヨークベニマル、イオン等） ・関係団体への協力依頼等広報
インターネット	・福島県統計課公式ホームページ ・福島県統計課の YouTube チャンネル ・地域情報ポータルサイト「ふくしまポータル」
テレビ・ラジオ	・県政広報番組（テレビ及びラジオ）による広報 （テレビ）FTV：キビタン GO、FCT：おしえてキビタン！ （ラジオ）ふくしまFM：キビタンスマイル、RFC：ふくしまチャレンジ通信
イベント	・「夏休み小学生理科自由研究サポート」に参加 ・「コミュタンフェスティバル」に参加

I 調査の目的

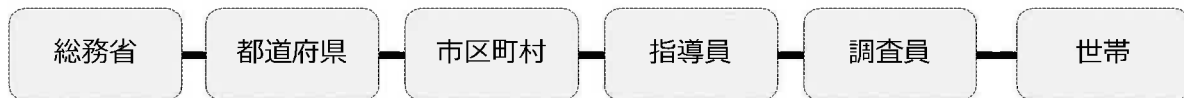
国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正9年（1920年）の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和7年に実施する調査はその22回目に当たる。

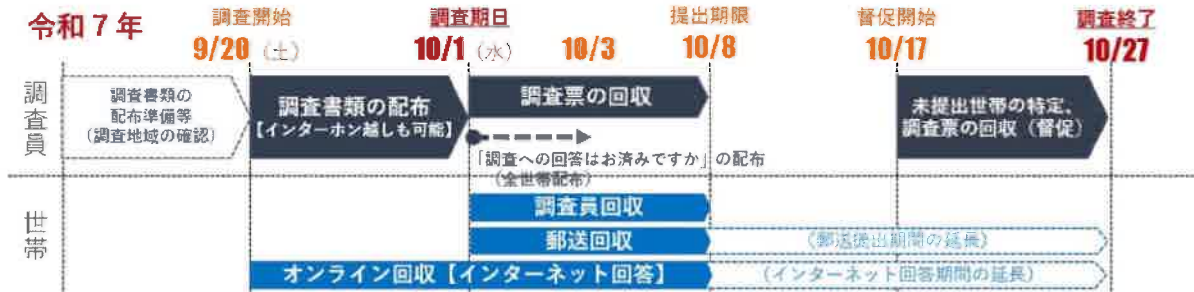
II 調査の概要

- 調査期日 令和7年10月1日（水）午前零時現在
- 調査対象 令和7年10月1日現在、我が国に常住するすべての人
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く

- 調査の流れ



- 調査項目 世帯員に関する事項：13項目
世帯に関する事項：4項目
- 調査方法 調査員が全世帯を訪問し、調査票等の調査書類一式を配布
調査票の回収は オンライン（インターネット回答）、郵送、調査員



【主なポイント】

- ・ 調査方法の見直し
 - ①スケジュールの見直し（提出期限から督促開始までの期間を1週間以上確保等）
 - ②調査困難地域等における配布方法の見直し
- ・ オンライン回答の積極的推進
 - オンライン調査システムの機能改善（「QRコードログイン」、「パスワード再設定」等）、地域に密着した施設（郵便局等）へのオンライン回答支援ブースの設置など、環境整備を推進
- ・ 広報・協力依頼の強化
 - 2か年にわたる総合企画による広報の実施、国勢調査を支援するサポーター企業の拡充

III 結果の利用

【法定人口としての利用】

衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準等

【行政施策の基礎資料としての利用】

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】

労働力調査、家計調査等の抽出フレーム

【教育、民間など広範な分野で利用】

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等